

# 兵庫県病院薬剤師会伊丹支部会規約

第1条 (名称) 本会は、兵庫県病院薬剤師会 伊丹支部と称する。

(会員) 兵庫県伊丹市、川西市内の施設に勤務する薬剤師をもって構成する。

第2条 (目的) 研修等により会員の倫理性および学術水準を高め、伊丹・川西地区にある病院や診療所、薬局において質の高い薬物治療の提供を行うこと、また、連携を深め地域医療の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (会費) 伊丹支部活動費として年会費 1,000 円とする。

途中入会は、4月～9月は1000円、10月以降の場合は500円とする。

ただし、既納の会費は返納しない。

第4条 (役員) 本会の会務遂行のため次の役員を置く。

- |            |    |                    |
|------------|----|--------------------|
| 1. 支部長     | 1名 | (兵庫県病院薬剤師会理事)      |
| 2. 副支部長    | 1名 |                    |
| 3. 会計      | 1名 | (支部長病院が担当)         |
| 4. 会計監査    | 1名 |                    |
| 5. 支部役員    | 6名 |                    |
| 6. 代議員     | 2名 | (本部の要請人数) 予備代議員 2名 |
| 7. 文化委員    | 2名 | (本部の要請人数)          |
| 8. 教育研修委員  | 1名 | (本部の要請人数)          |
| 9. 情報委員    | 1名 | (本部の要請人数)          |
| 10. 学術委員   | 3名 | (本部の要請人数)          |
| 11. 編集委員   | 1名 | (本部の要請人数)          |
| 12. 中小病診委員 | 1名 | (本部の要請人数)          |

第5条 (任期と選任)

1. 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 支部長は、総会にて選任する。
3. 副支部長および役員、各委員は、支部長が委嘱し総会にて選任する。

第6条 (事業)

1. 総会 年1回開く。支部長が必要と判断した場合は、臨時で召集することができる。
2. 運営 小委員会を年2～3回開催。支部長が召集する。  
支部活動の運営、薬剤師会との連携等について、審議、決定を行う。
3. 小委員会 当会より支部長、副支部長・会計・支部役員・本部理事、  
兵庫県薬剤師会の伊丹薬剤師会役員・川西薬剤師会役員により構成する。
4. 支部例会の開催は、原則として2ヶ月に1回とする。  
例会の担当は、支部役員の所属する施設で持ちまわりとする。

第7条 (その他) 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

事務局は、支部長の所属する施設に置く。

附則 この規約は、平成27年4月23日より施行する。

一部改訂 平成28年4月21日

一部改訂 平成29年4月27日

一部改訂 令和2年5月20日